

精華町立各小中学校  
消防設備点検業務仕様書

精 華 町

## 対象物件

### 建物名称及び所在地

精北小学校	精華町大字下狛小字河原田 4 4 番地
川西小学校	精華町大字北稲八間小字畑ヶ田 1 5 番地 1
山田荘小学校	精華町桜が丘二丁目 2 2 番地 1
東光小学校	精華町光台七丁目 4 3 番地
精華台小学校	精華町精華台一丁目 2 番地 1
精華中学校	精華町大字南稲八妻小字丸山 7 番地
精華南中学校	精華町桜が丘二丁目 3 番地 1
精華西中学校	精華町光台九丁目 1 番地

### 業務条件

#### 1. 消防点検業務期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

総合点検：令和8年7月21日から9月30日迄

（なお、夏季休業中（令和8年7月21日から令和8年8月26日迄）の8月10日から16日の学校業務停止日以外での実施することを基本とするが、難しい場合は学校運営に支障がない様に調整を行い。日程調整を行う事は可とする。

機器点検：令和8年12月25日から令和9年1月30日迄

（なお、冬季休業中（令和8年12月25日から令和9年1月7日迄）に実施することを基本とするが、難しい場合は学校運営に支障がない様に調整を行い日程調整を行う事は可とする。

#### 2. 対象施設及び設備

対象施設は、精華町立各小中学校とする。なお各小学校については、学童保育室も含む。

対象設備は、「消防用設備等機器リスト」別紙に掲げるものとする。

#### 3. 点検回数

ア 総合点検（機器点検 含む）	1回
イ 機器点検（外観・機能点検）	1回

#### 4. 支払方法

業務完了払（年1回払い）

#### 5. 業務内容

総合点検・機器点検は、消防法第17条の3の3の規定に基づき、「消防用設備（平成7年2月7日消防庁告示第5号）等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式」及び「消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての様式（平成6年2月1日消防庁告示第2号）」に定めるところにより適正に行うものとする。

また、上記点検結果については、正副2部とデジタルデータ（PDF形式）をCD等へ書き込んで提出すること。

ア 外観・機能・総合点検

(a) 外観点検（機器点検の一部）

消防用設備等の各種ヘッド、感知器、加圧送水装置、配管などの機器の適正な配置、損傷、漏水などの有無、表示の有無、そのほか、主として外観から判別できる事項を確認するものとする。

(b) 機能点検（機器点検の一部）

消防用設備等の全部もしくは一部を作動させ、または簡易な操作により、判別できる事項を確認するものとする。

(c) 総合点検

消防用設備等の機器の全部もしくは一部を作動させ、または使用することにより、総合的な機能をそれぞれの種類に応じて確認するものとする。

6. その他

ア 総合点検、機器点検終了後は、それぞれ消防法の規定による書式の報告書により作成し、精華町役場学校教育課まで3部提出するとともに、電子データでも提出するものとする。なお必要に応じて所轄消防署等への報告を行うものとする。

（消防法に基づく報告）

イ 点検結果において補修、改修、部品取替等が必要と判断したときは、状況報告後に別途見積等を提出するものとする。

ウ 点検にかかる消耗品の費用は発注者の負担とするが、臨時保守作業費及び機器または部品の不良により取り替えの費用が生じた場合は、委託者側の負担とする。

エ 精北小学校、川西小学校、東光小学校及び精華台小学校給食室に設置しているフード消火設備も点検業務に含むものとする。

オ 点検の際、脚立等を使用する場合は、転落等が生じないように安全対策を行うこと。